

悪質商法による消費者被害の例

かたり商法

自宅に、消防署員と名乗る方が来訪し「法律改正による消火器の設置状況の確認に来ました」と言われた。ニュースなどで聞いた覚えはなかったが、身分証明書も提示してくれたので問題ないだろうと思い、上げたところ「今お宅には1本しか消火器がありませんが、この広さですと、法律改正によって3本の設置が義務付けられました。〇月〇日までに設置しなければならないのですが、今日ちょうどお渡しできるものがあるので、購入されませんか？」と言われた。重たい消火器を2本も買いに行くのは大変なので助かったと思い、購入してしまった。

近所の方にそのお話しをすると、かたり商法ではないかと言われ、消防署に問い合わせたところ「法律改正もありませんし、消防署員がそのような形でお伺いすることはありません」と言われた。また、消火器の値段も通常より1万円も高いことがわかった。